

環廃企発第 110831001 号
環水大総発第 110831002 号
平成 23 年 8 月 31 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省水・大気環境局長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）については、本年 8 月 23 日に衆議院環境委員長から第 177 回国会に提出され、8 月 26 日に成立し、8 月 30 日に公布され、その一部が施行されたところである。

その趣旨及び主な内容等は下記のとおりであるので、これらの事項に留意されたい。また、貴管内市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

第一 制定の趣旨

本年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、大量の放射性物質（以下、当該事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質を「事故由来放射性物質」という。）が一般環境中に拡散し、それにより汚染された廃棄物や土壌等に起因する周辺住民の健康及び生活環境への影響が懸念されている。

こうしたことから、事故由来放射性物質による一般環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者等が必要な措置を早急に講ずることが求

められている。

このような現状に鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、法が制定された。

第二 法の概要

法においては、地方公共団体の責務が、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとするとされている（第4条）ほか、基本方針（第2章）、監視及び測定の実施（第3章）、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等（第4章）、費用（第5章）、雑則（不法投棄の禁止等。第6章）等が規定されている。詳細については、別添の法律骨子（別添1）を参照されたい。

第三 法公布日に施行された部分の内容等

1 目的（法第1条）

法第1条において、法の目的について規定されている。具体的には、事故由来放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とするとしている。

2 責務（法第3条から第6条まで）

法第3条において、国の責務が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとするとされている。

法第4条において、地方公共団体の責務が、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとするとされている。

法第5条において、関係原子力事業者の責務が、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないとされるとともに（同条第1項）、関係原子力事業者以外の原子力事業者の責務が、国又は地方公共団体が実施する事故由

来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないとされている（同条第2項）。

法第6条において、国民の責務が、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないとされている。

3 基本方針（法第7条）

法第7条において、環境大臣による基本方針の策定について規定されている。具体的には、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされており（同条第1項）、基本方針には①事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向、②事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項、③事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項、④土壤等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壤、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壤、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）に関する基本的事項、⑤除去土壤（法第25条第1項に規定する除染特別地域又は法第35条第1項に規定する除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項、⑥その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要な事項を定めることとされている（法第7条第2項）。

4 監視及び測定の実施（法第8条）

法第8条において、国及び地方公共団体による監視及び測定の実施について規定されている。具体的には、国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により隨時公表するものとするとしており（同条第1項）、地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により隨時公表するよう努めるものとするとしている（同条第2項）。

5 関係原子力事業者による廃棄物の処理等（法第9条）

法第9条において、関係原子力事業者による廃棄物の処理等について規定さ

れている。具体的には、事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、法第二節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとするとされている。

6 関係原子力事業者による協力措置（法第 10 条）

法第 10 条において、関係原子力事業者による協力措置が規定されている。具体的には、関係原子力事業者は、法に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であって環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置（以下「協力措置」という。）を講じなければならないとされており（同条第 1 項）、国又は地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができるとされている（同条第 2 項）。当該環境省令については、法の公布と併せて施行されており、別添 2 を参照されたい。なお、要請内容について疑義がある場合の問い合わせは、末尾の連絡先までお願いしたい。

7 費用（法第 43 条から第 45 条まで）

法第 43 条において、国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとするとされている。

法第 44 条において、事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとするとされている（法第 44 条第 1 項）。また、関係原子力事業者は、法に基づき講ぜられる措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならないとされている（同条第 2 項）。

法第 45 条において、国は、法第 3 条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなく法に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとするとされている。

8 雜則（法第 52 条から第 55 条まで及び第 59 条）

法第 52 条において、国、都道府県及び市町村は、法に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができるとされている。

法第 53 条において、国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとするとされている。

法第 54 条において、国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならないとされている。

法第 55 条において、国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないとされている。

法第 59 条において、第一号法定受託事務とする事務が定められている。具体的には、法第 34 条第 1 項から第 4 項まで【汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定】、法第 35 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）、第 2 項及び第 3 項（同条第 1 項第 5 号に係る部分に限る。）【公有地等以外の土地及び工作物等に係る除染等の措置等】、法第 36 条第 1 項、第 4 項（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 5 項（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 37 条第 1 項【除染実施計画の策定等】、法第 38 条第 2 項（法第 35 条第 1 項第 5 号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第 4 項（法第 35 条第 1 項第 5 号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第 7 項（法第 35 条第 1 項第 5 号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第 8 項【公有地等以外の土地及び工作物等に係る除染等の措置等並びに除染実施計画の進捗状況の報告要求】、法第 39 条第 1 項から第 4 項まで（法第 35 条第 1 項第 5 号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る。）及び第 5 項【除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管及び台帳の管理】、法第 49 条第 5 項、法第 50 条第 5 項並びに法第 51 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項【報告の徵収等】の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされている。

9 施行期日（法附則第1条）

法附則第1条において、法は、公布の日から施行するとされている。ただし、法第4章第2節及び第3節、法第46条から第48条まで、法第49条（第1項を除く。）、法第50条（第1項に係る部分を除く。）、法第51条、法第60条、法第61条、法第62条第1号、第2号、第3号（法第49条第1項に係る部分を除く。）及び第4号（法第50条第1項に係る部分を除く。）並びに法第63条の規定は、平成24年1月1日から施行することとされている。

10 準備行為（法附則第2条）

法附則第2条において、平成24年1月1日から施行する部分についての準備行為が規定されている。具体的には、環境大臣が定める汚染状況重点調査地域内の区域における都道府県知事及び政令で定める市町村の長による除染実施計画の策定（法第36条第1項）に関し必要な手続その他の行為は、平成24年1月1日前であっても、法第34条（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定）及び法第36条（除染実施計画の策定）の規定の例により行うことができること等とされている。

11 その他

法附則第1条の規定により平成24年1月1日に施行されることとされている部分については、別途施行通知等を発出することとする。

第四 今後の予定

法第7条の基本方針の策定、環境省令で定めることとされている要件等の制定、法第11条第1項、法第25条第1項及び法第32条第1項の地域の指定等は、平成24年1月1日の法の全面施行に向け、地方自治体等への周知期間等にも留意しつつ、行うこととする。

【連絡先】環境省放射性物質環境汚染対処特措法施行準備チーム

TEL: 03-5521-9267

FAX: 03-3581-3505

E-mail: houshasen-tokusohou@env.go.jp

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法骨子

第一章 総則

1. 目的

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

2. 責務

- (1) 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。
- (3) 関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者）は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないものとする。
- (4) 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- (5) 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第二章 基本方針

環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、関係行政機関の長と協議して、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

第三章 監視及び測定の実施

1. 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により隨時公表するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により隨時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

1. 関係原子力事業者の措置等

- (1) 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壤の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、2及び3にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。
- (2) 関係原子力事業者は、国又は地方公共団体の要請に基づき、要員の派遣、放射線障害防護用器具等の貸与その他必要な措置を講じなければならないものとする。

2. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(1) 対策地域内廃棄物の処理

①汚染廃棄物対策地域の指定

- a 環境大臣は、地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、汚染廃棄物対策地域として指定できるものとする。
- b 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

②対策地域内廃棄物処理計画の策定

環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、対策地域内廃棄物の適正な処理を行うため、関係行政機関の長に協議し、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないものとする。

③国による対策地域内廃棄物の処理の実施

国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。

(2) 指定廃棄物の処理

①水道施設等における廃棄物の調査

一定の水道事業者、下水道管理者、廃棄物処理施設の設置者等は、汚泥、焼却灰等の廃棄物の汚染の状況について調査し、その結果を環境大臣に報告しなければな

らないものとする。

②指定廃棄物の指定

環境大臣は、①の調査の結果により廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める廃棄物を、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物として指定するものとする。

③指定の申請

その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査を行い、汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対し、②の指定を申請することができるものとする。

④国による指定廃棄物の処理の実施

国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。

(3) 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）の処理基準

特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行う者は、環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

(4) 特定廃棄物等以外の廃棄物の廃棄物処理法に基づく処理

①特定廃棄物等以外の廃棄物で事故由来放射性物質により汚染されているものについては、廃棄物処理法を適用するものとする。

②①の廃棄物のうち環境省令で定めるものの処理及び処理施設について、環境省令で定める基準を適用するものとする。

3. 除染等の措置等

(1) 除染特別地域の指定

①環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から國が除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、除染特別地域として指定するものとする。

②都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(2) 特別地域内除染実施計画の策定

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、除染特別地域内の除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、関係行政機関の長に協議し、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、特別地域内除染実施計画を定めなければならないものとする。

(3) 国による除染特別地域に係る除染等の措置等の実施

①国は、特別地域内除染実施計画に従って、除染特別地域に係る除染等の措置等を実施しなければならないものとする。

②国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等（除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物）を、やむを得ず土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地においてこれを保管させができるものとする。ただし、土地の所有

者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において、これを保管できるものとする。

③環境大臣は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないものとする。

(4) 汚染状況重点調査地域の指定

①環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、当該地域を、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、汚染状況重点調査地域として指定するものとする。

②都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(5) 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定

都道府県知事又は政令で定める市町村の長（都道府県知事等）は、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができるものとする。

(6) 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体

a 国、都道府県、市町村、環境省令で定める者が管理する土地及びこれに存する工作物等にあっては、国、都道府県、市町村及び環境省令で定める者が除染等の措置等を行うものとする。

b a 以外の土地及びこれに存する工作物等にあっては、当該土地が所在する市町村が除染等の措置等を行うものとする。

c 農用地及びこれに存する工作物等については、市町村の要請により都道府県が除染等の措置等を行うことができるものとする。

d a の土地若しくはこれに存する工作物等又はb の土地若しくはこれに存する工作物等について、国、都道府県、市町村、環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、a 又はb に定める者との合意により、除染等の措置等を行うことができるものとする。

(7) 除染実施計画の策定

①都道府県知事等は、(5) の調査測定の結果等により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認める区域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染実施計画を定めるものとする。

②都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、国、都道府県、市町村等で構成される協議会等の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないものとする。

(8) 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

①除染実施計画に定められた除染実施者は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないものとする。

②除染実施者（国、都道府県、市町村に限る）は、除去土壤等を、やむを得ず土壤等

の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、これを保管させることができるものとする。ただし、土地の所有者等に保管させることができ困難な場合には、除染実施者が、当該土地において保管できるものとする。

③除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、除染実施計画を定めた都道府県知事等に保管した土地の所在地及び保管の状態等について届け出なければならないものとする。

④除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないものとする。

(9) 除染等の措置等に関する基準等

①除染等の措置の基準

除染特別地域又は除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従わなければならぬものとする。

②除去土壤の処理の基準等

a 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行うものは、環境省令で定める基準に従わなければならぬものとする。

b 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く）を当該土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従わなければならぬものとする。

(10) 国による措置の代行

国は、都道府県知事、市町村長等から要請があり、必要であると認められるときは、当該都道府県、市町村等に代わって、除染実施計画に基づく除染等の措置等を行うものとする。

第五章 費用

1. 財政上の措置等

国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2. この法律に基づく措置の費用負担

事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

3. 国の措置

国は、責務に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雜則

1. 汚染廃棄物等の投棄禁止等

(1) 汚染廃棄物等の投棄禁止

何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壤（汚染廃棄物等）を捨ててはならないものとする。

(2) 特定廃棄物の焼却の禁止

何人も、特定廃棄物について、指定する方法以外で焼却してはならないものとする。

(3) 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止

①国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないものとする。

②国、都道府県及び市町村等（国、都道府県及び市町村等から委託を受けて除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならないものとする。

(4) その他規制の措置

汚染廃棄物等の処理に関し、報告の徴収、立入検査、措置命令の規制の措置を置く。

2. 関係地方公共団体の協力

国、都道府県及び市町村は、この法律に規定に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

3. 汚染廃棄物等の処理等の推進

国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

4. 調査研究、技術開発等の推進等

国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならないものとする。

5. 知識の普及等

国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないものとする。

第七章 罰則

必要な罰則を規定すること。

附則

1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第四章2（特定廃棄物の処理）及び3（除染等の措置等）、第六章1（汚染廃棄物等の投棄禁止等（一部を除く））、第七章（罰則（一部を除く））の規定は、平成24年1月1日から施行するものとする。

2. 法定受託事務（地方自治法の一部改正）

地方自治法の一部を改正し、汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定、除染実施計画の策定、除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（第四章3（6）bの土地等に係るものに限る）等の都道府県又は市町村が処理することとされている事務を法定受託事務として位置付けるものとする。

3. 土地収用法の一部改正

土地収用法の一部を改正し、国が設置する汚染廃棄物等の処理施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる事業の対象として位置付けるものとする。

4. 検討

- ① 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壤等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。
- ③ 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

○環境省令第十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、関係原子力事業者による協力措置に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

環境大臣 江田 五月

関係原子力事業者による協力措置に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（協力措置に係る資機材）

第二条 法第十条第一項の環境省令で定める放射線障害防護用器具その他の資材又は機材（以下「資機材」

という。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機能又は品名とする。

一 放射線障害 防護用器具等		イ 汚染防護服 スクリーナー
	二 計測器等	ロ 呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となつて使用する防護マスク
		ハ フィルター付き防護マスク
		ニ 資機材の輸送等のために使用可能な車両
	イ ガンマ線測定用可搬式測定器 (1) 素子 (2) リーダー	ロ 熱ルミネンス線量計又は螢光ガラス線量計
ハ 表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		
ニ 可搬式ダスト測定関連機器 (1) サンプラー		

(2) 測定器

ホ 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器

(1) サンプラ

(2) 測定器

ヘ 個人用外部被ばく線量測定器

(国又は地方公共団体による関係原子力事業者に対する要請)

第三条 法第十条第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

一 当該要請に係る国又は地方公共団体が講じ、及び講じようとする法に基づく措置の内容

二 当該要請に係る国又は地方公共団体が講じ、及び講じようとする法に基づく措置の予定開始時期及び

予定終了時期

三 当該要請に係る資機材の種類及び数量

四 当該要請に係る資機材の使用方法

五 当該要請に係る資機材の使用の予定開始時期及び予定終了時期

附 則

この省令は、公布の日から施行する。